

## 人権理事会 住居、対外債務に関する討議を終了

2018/03/01

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で、住居、対外債務に関する討議を終了した。対外債務について発言者は、各国政府が財政規律を名目として、必要のない緊縮措置を適用し、基本的人権を侵害していること、各国政府には、財政・経済危機の根本原因を明らかにし、根拠に基づいた財政・金融政策の整備に国民が参加できるプロセスを確保する義務があることを強調した。そして、国際社会に対して、緊縮措置による人権侵害について財政機関の責任を追及するよう求めた。住居について発言者は、住居の権利は基本的な経済的・社会的・文化的権利として重要であると述べ、とくに、ホームレス・孤児・移住者・障害者などの最も弱い立場に置かれた人々の住居の権利を確保するための計画・プログラムの重要性を強調した。適切な住居に関する特別報告者は、各国政府に対して、緊急のシェルターを整備すること、住居を入手しやすくするために土地の所有権の設定を控えることなどを求めた。

## 人権理事会 拷問、人権擁護活動家を討議

2018/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、拷問、人権擁護活動家の問題が討議された。拷問・虐待に関する特別報告者は、移住者に対する拡大・制度化する人権侵害の問題を取り上げ、各国政府の移住政策は、抑止・犯罪化・差別に基礎を置く傾向にあると述べた。拷問に関して発言者は、移住者に対する暴力が増加していること、移住問題よりも南の開発途上国の貧困と失業への取組みを優先すべきであること、拷問は法の支配と司法制度を弱体化させること、拷問・虐待の撲滅は世界の責任でなければならないことなどに言及した。人権擁護活動家に関して発言者は、人権擁護活動家の状況はますます厳しくなっていること、移動の権利を擁護する活動家は、二つのグローバル・コンパクトの討議で大きな役割を果たすべきであること、活動家の保護制度を強化すべきであること、人権擁護活動家の処罰の根本問題は不正規の移住の犯罪化であること、移住は国を豊かにすることなどを主張した。

## 人権理事会 テロ対策における人権、文化的権利を討議

2018/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合で、テロ対策における人権の促進・保護に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、2001年9月11日後に世界で拡大したテロ対策によって、条約義務に違反するような事実上の恒久的措置がとられていること、テロについての曖昧で広範な定義が市民社会・人権擁護活動家・ブロガーなどを標的に用いられていることは実質的に法の濫用となること、各国政府はテロ対策法を定期的に見直し、人権に与える影響を評価すべきであることなどを主張した。文化的権利に関する特別報告者も発言し、文化的権利とその他の人権は不可分であること、政府には文化的権利を行使する場を保持する責任があること、紛争直後において芸術は、意見の相違を理解し人権侵害に対応するための手段となること、文化的権利の実現に努めることは人権戦略の必須部分であるとみなされなければならないことなどを強調した。

## 人権理事会 人権擁護活動家に関する専門家が発言

2018/03/01

国連人権高等弁務官事務所

人権擁護活動家の状況に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。移住者の人権を擁護する活動家は今、前例のない脅迫、活動の規制、資格剥奪、処罰に直面している。そうした人権擁護活動家の多くは、自身が移住者であり、擁護している人々と同じく弱い立場に置かれている。また、彼らが危機に直面しているのと同時に、移住者が商品化され、移住者から基本的権利を剥奪するために国籍の概念が用いられている、というようなことが生じている。こうした現状について、各国政府は対処していない。難民と移住に関する二つのグローバル・コンパクトに関する交渉を含めて、現在行われている移住者政策に関する討議に、人権擁護活動家の問題を組み入れることの重要性を強調したい。各国政府と世界の関係者に対して、移住者の権利を前進させ、積極的に擁護する人々の活動を保護するよう求める。

## 人権理事会 拷問に関する専門家が発言

2018/03/01

国連人権高等弁務官事務所

拷問・虐待に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。法・政策・実行によって移住がますます妨げられ、移住者は拷問や虐待を受けるおそれ大きい不正規の経路・手段をとらざるをえなくなっている。移住者の入国を抑止・妨害する政策や実行そのものが、拷問や虐待になる可能性がある。また、移住者というだけで制度的に無期限に抑留することは、合理的な国境警備とは全く関係なく、自由の恣意的剥奪である。そのような抑留が移住者と家族を思いとどまらせ、脅かし、処罰するために意図的に用いられ、所持金を没収し、性的行為を行わせ、庇護要求の撤回・自発的帰国、情報の提供、指紋の採取を強要するために行われるならば、抑留も拷問になる可能性がある。各国政府は、移住者各自が国際的保護を求め、自身の抑留・処遇・送還について権限のある司法・行政機関に訴えることができるようにしなければならない。

## 人権理事会 宗教・信念の自由を討議

2018/03/02

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、宗教・信念の自由に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、国教を定める国は、しばしば少数グループを差別し、公の場で宗教や信念を表明できないようにしていると指摘し、国際法が各国政府に対して宗教・信念の自由を確保する義務を課していることを強調した。討議で発言者は、政府はすべての宗教・信念を包摂する環境をつくる努力をしなければならないと述べ、特定の宗教が優遇され、宗教的マイノリティの人々を直接的・間接的に差別する国籍法が採用されていることを警告し、過激主義に対応する最善の方法を問うた。会合の冒頭では、テロ対策における人権の促進・保護に関する特別報告者が、世界的なテロ対策の透明性と説明責任の必要性などについて、文化的権利に関する特別報告者が、女性の文化的な生活への参加の重大な障害となっているジェンダー差別について、それぞれ発言した。

## 人権理事会 ジェノサイド防止などを討議

2018/03/02

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、真実追求・正義・補償・再発防止に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、人道に対する罪に関する包括的な国際法が存在しないのは驚くべきことであり、国連は人道に対する罪の防止戦略の中心となる条約案を作成しなければならないと述べた。ジェノサイド防止に関する事務総長特別顧問も発言し、国民の保護に逆行し、国の構造を弱体化させ、法の支配を侵害するような政治的意思がみられる国があること、政策策定の多くの場合に過去の残虐行為に対して適切な検討が行われていないことを指摘した。そして、再発防止では、政府は憲法改正プロセス、治安部門の改革を重視し、多様・活発で強力な市民社会と寛容を促進する教育を育まなければならないと述べた。討議では、活発な市民社会と自由・多様・独立のメディアが残虐な犯罪防止に重要な役割を果たすことなどが主張された。

## 人権理事会 宗教・信念の自由に関する専門家が発言

2018/03/02

国連人権高等弁務官事務所

宗教・信念の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。国際法は国家と宗教の関係性について規定していないが、各国に宗教・信念の自由の公平な保証人であるべき義務を課している。宗教・信念の自由の保障に関わる国と宗教の模範的關係は、国と宗教が法や政策に関して相互に尊重し合う距離を保ち、多元主義を重視し、社会的包摂を促進している場合である。不可欠なのは、国教法が宗教・信念の自由に関する国際基準に合致し、法の支配が尊重され、すべての人権の平等な享受が保護・促進され、多元主義の発展が社会的・政治的に約束されていることである。宗教・信念の自由の尊重は、社会内の寛容と多様性の尊重と密接に関連する。宗教・信念の自由が侵害されると、他の人権も発展しない。各国政府に対して、異教徒間のコミュニケーションを促進させ、宗教・信念の自由の認識の向上に努めるよう求めたい。



## 人権理事会 子どもの権利に関するパネル

2018/03/05

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、子どもの権利に関するパネルディスカッションが行われた。人権副高等弁務官は、2016年には63カ国で4,300万人の子どもが人道支援を必要としたが、現在紛争地域に住む子どもの数は3億5,700万人に上り、これは世界の子どもの6人に1人に当たり、1990年代に比べて75%増えていると述べた。赤十字国際委員会の代表は、現在の難民の半数以上は子どもであること、2016年には紛争地域で8,000人以上の子どもが重症を負い、殺害されたことなどに言及した。国連児童基金の代表は、人道危機の状況にある国に住む子どもの数は5億3,500万人、これは世界の子どもの4人に1人に当たり、難民の子どもは1千万人以上、国内避難民の子どもは1,700万人に上ると述べた。国連人口基金の代表は、妊娠に関する女性の死亡者数は、20代と比べ、15～19歳では2倍、10～14歳では5倍になると述べた。

## 人権理事会 健全な環境、食糧の権利を討議

2018/03/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合で、安全・清潔・健全・持続可能な環境に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、政府は活動が子どもにもたらす影響を考慮に入れ、環境に関わる政策策定への子どもの参加を促進し、そうした政策策定では子どもの最善の利益を優先的に検討する義務を負っている強調した。食糧の権利に関する特別報告者も発言し、世界人口の11%が飢饉の影響を受け、48カ国で1億800万人が深刻な食糧不安に直面しており、国際的な食糧援助は増大したが、今なお30億ドル不足していると述べた。討議で発言者は、健全・持続可能な環境に対する権利が認められることを求め、環境に関わる人権擁護活動家の抑留、自由な表現の制限、殺害に懸念を示した。また、食糧安全保障は気候変動など他の関連する問題とともに取り組まれるべきであり、救援資金は持続可能な食糧安全保障と生態系の発展に向けられるべきであると述べた。

## 人権理事会 子どもの権利に関するパネル終了

2018/03/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午後の会合で、子どもの権利に関するパネルディスカッションを終了した。この会合で発言した子どもの権利委員会委員は、武装集団が兵士とする子どもの40%が少女であるが、武装集団は少女には武器を用いた暴力だけでなく、料理・清掃・性的サービスも強要するので、少年よりも少女が武装集団の標的にされており、少女には格別な注意が必要であると述べた。子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表は、子どもに対する暴力の責任追及のために、監視・報告制度が重要であると述べた。討議では、全ての紛争当事者が子どもに対する国際的義務を遵守すること、長引く危機の影響を受ける子どもが正常な感覚を保ち、時間をかけて回復するための手段として教育が重要であること、子どもの権利保護のための制度的・法的枠組みは存在するが、紛争中は子どもの最善の利益が促進されないことなどが主張された。

## 人権理事会 環境に関する専門家が発言

2018/03/05

国連人権高等弁務官事務所

人権と環境に関する特別報告者が人権理事会で発言し、政府が安全・清潔・健全・持続可能な環境を確保するための枠組み原則に関する報告書を提示した。発言の内容は以下のとおり。人権と環境が相互依存していることはもはや疑いようもないことである。健全な環境は、多くの人権、すなわち、生命、健康、食糧、水、開発に関する権利を完全享受するために必要である。同時に、情報、参加、救済などの権利を行使することが、環境の保護に不可欠である。人権と環境の関係には様々な側面があるが、このことを我々は今後長い年月をかけて理解することになるであろう。健全な環境に対する権利は、地域協定や多くの憲法で認められているが、世界的に適用される人権文書では採用されていない。健全な環境に対する権利が現状に合った考え方であると人権理事会に認めてもらいたい。人権理事会は世界的文書でこの権利を規定するよう検討すべきである。

## 人権理事会 プライバシーの権利、子どもの売買を討議

2018/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、プライバシーの権利に関する特別報告者が、急速に変化するデジタル世界におけるプライバシーの権利などについて、子どもの売買などに関する特別報告者が、代理出産に関係する子どもの売買・取引などについて、それぞれ発言した。続いて行われた討議で発言者は、政府はプライバシー権への介入が正当性と均衡性に沿って行われるよう確保しなければならないこと、プライバシー権と監視に関する法的文書が必要であることを主張した。さらに、ネット企業のメガデータから国民を守るために政府は何ができるか、政府と市民社会はプライバシー権を強化するためにどのように新技術を利用できるかを討議した。また、代理出産は法的・倫理的・社会的に複雑な問題であること、代理出産に関する法的枠組は、子どもの売買・取引の禁止・防止に基づくことが不可欠であり、子どもの最善の利益に留意しなければならないことなどに言及した。

## 人権理事会 子どもに対する暴力などを討議

2018/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表が発言した。特別代表は、世界の子どもの半数が暴力を経験し、暴力的なしつけ、いじめ、性的暴力などを受けていること、2019年には「2030 アジェンダ」の目標 16(子どもに対するあらゆる形態の暴力の撲滅を規定する目標 16.2 を含めて)の見直しが検討されていることなどを取り上げた。子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表も発言し、昨年は紛争地域に住む少年・少女が極めて悲惨な状況にあったと述べ、すべての紛争当事者には、自身の支配地域の住民への迅速・スムーズな支援経路を確保する義務があることに言及した。討議で発言者は、子どもに対するすべての暴力を禁止する法律と、暴力を防ぐための家族への支援が必要であると述べ、また、全ての紛争当事者に対して人道法の基本原則を尊重するよう求め、学校・病院への攻撃を非難した。

## 人権理事会 障害者の権利、アルビニズムの人々の権利を討議

2018/03/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、障害者の権利に関する特別報告者が発言し、各国政府は平等な立場での司法へのアクセスを保障しなければならず、さもなければ障害者の包容に関する政策は無意味なものになると述べた。アルビニズムの人々の権利に関する独立専門家も発言し、アルビニズムの人々が直面する最大の健康問題は皮膚癌であるが、彼らは簡単な治療しか受けていないこと、彼らへの攻撃の原因の一つである呪術の問題に対して、国内・国際的に適切な対応がなされていないことなどを取り上げた。討議で発言者は、障害者の法的能力と意思決定の権利を保障することが他の全ての権利の実現のために不可欠であると主張した。また、アルビニズムの人々に対する様々な暴力の撲滅のために、意識向上と防止戦略が必要であること、「2030 アジェンダ」がアルビニズムの人々の社会への包容を進めるための政策的枠組みとなることなどに言及した。

## 人権理事会 プライバシーの権利に関する専門家が発言

2018/03/06

国連人権高等弁務官事務所

プライバシーの権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。サイバー空間におけるプライバシーの保護に対して、各国政府が共同で取り組むことが緊急に必要である。サイバー空間の秩序は、各国政府がサイバー空間の安全とプライバシーの相乗効果の発揮に向けて共に取り組もうとする意思と能力にかかっている。また、サイバー空間の監視を規制することによって、サイバー空間の可能性が拡大する。必ずしも国内に通信やインターネットに対する監視制度が存在するとは限らず、存在したとしても多くの場合は効果が不十分で、透明性や説明責任が備わっていない。国連加盟国が協調して行動し、サイバー空間におけるプライバシーの権利の尊重・保護のための国際文書を作成することが必要である。国際社会は、サイバー空間におけるプライバシーと監視に関する明確で包括的な法的文書の作成に向けて、緊急に行動を起こす必要がある。



## 人権理事会 子どもの売買などに関する専門家が発言

2018/03/06

国連人権高等弁務官事務所

子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。代理出産に関する多くの取決めで、子どもが商品化されている。代理出産は国際的需要の拡大により成長産業となっており、子どもの権利と保護が懸念される分野である。母親や第三者が報酬を受け取る場合は国際人権法上の売買となり、代理出産からその他の人権侵害も生じかねない。代理出産の規制が緊急に必要である。国際的な代理出産には特別な危険性があり、各国政府は子どもを保護し、差別を受けないようにしなければならない。親子関係や親の責任に関する決定では、子どもの最善の利益を中心に考え、裁判所その他の当局が携わるべきである。また、子どもが欲しい富裕国の人々が、制度や規制が不十分な発展途上国の女性を代理母にしていることも懸念される。代理母への支払いや医療費が妥当な金額か、裁判所その他の当局が調査すべきである。

## 人権理事会 障害者の権利に関する専門家が発言

2018/03/06

国連人権高等弁務官事務所

障害者の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。多くの障害者が権利の行使や意思決定の可能性を否定されている。これは障害者と社会のためという誤った前提に基づいており、障害者に対する暴力・虐待・ネグレクトなどの危険性が高まるだけであることは実証されている。現在は、全ての障害者の権利と法的能力の確保のために、政府が制度を変革する際に利用できる様々なモデルや実行例が存在する。障害者権利条約が2008年に発効して以降、多くの政府が法を改正したが、未だ努力は十分ではなく、また、制度的・包括的・持続可能な政策改革が伴っていなければ効果はないと言えよう。変革のプロセスは我々が望むような速さでは進まないかもしれないが、障害の有無にかかわらず全ての人々が法の前に平等であると認識されることが不可欠であり、このことが広く受け入れられなければならない。

## 人権理事会 人権高等弁務官が年次報告書を説明

2018/03/07

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、ゼイド人権高等弁務官が年次報告書を提示し、説明した。高等弁務官は、シリア、イエメン、ミャンマー、エクアドル、サウジアラビア、ガンビア、ソマリア、ポルトガル、イラン、パレスチナ、カンボジア、北朝鮮、中国、フィリピン、カシミール地方、モルジブ、スリランカ、スーダン、カメルーン、コンゴ民主共和国、タンザニア、エチオピア、ジンバブエ、トルコ、オーストリア、ポーランド、ロシア、ベネズエラ、ホンジュラス、米国、ウルグアイ、エルサルバドルの人権状況を取り上げた。そして、人権理事会に対して、人権侵害に関する刑事訴訟を準備・処理するための新たな独立・公平なメカニズムの設置を国連総会に求めるよう勧告した。また、移住者の流入防止・送還を進めるEU各国の移住政策に懸念を示し、EUとEU加盟国は地中海上で行っている移住者対策を見直す必要があると述べた。

## 人権理事会 子どもと武力紛争などに関する討議を終了

2018/03/07

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昼の会合で、子どもと武力紛争、子どもに対する暴力、障害者の権利、アルビニズムの人々の人権に関する討議を終了した。最後に子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表は、社会復帰、健康支援、精神的・社会的支援、ジェンダーに敏感な取組みの必要性を強調した。子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表は、暴力は子どもの成長だけでなく経済全体の発展にも影響を与えることを多くの政府が強調していないと述べた。障害者の権利に関する特別報告者は、障害者自ら決定する必要がある、彼らの選択と意思が尊重されなければならないと述べ、また、全ての国に対して障害者権利条約 12 条(法の前に等しく認められる権利)の留保を撤回するよう求めた。アルビニズムの人々の人権に関する独立専門家は、アフリカのアルビニズムに関する国内行動計画が宗教団体の役割に言及しているにもかかわらず、人権に関して宗教団体の役割が論じられていないと指摘した。

## 人権理事会 障害者の権利に関するパネル

2018/03/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、障害者の権利に関するパネルディスカッションが行われ、特に障害者権利条約 13 条(司法手続の利用の機会)が取り上げられた。障害者の権利に関する特別報告者は、法的能力の権利侵害の多くが司法制度によって合法とされ、裁判所が障害者は自ら決定することができないと判断していると述べた。障害者権利委員会委員長は、あらゆる訴訟で司法手続の利用の制限、法的能力の否定が行われていることに懸念を示した。討議で発言者は、障害者に対する手続き上の適切な援助がなく、障害者に関して誤った評価が行われるなど、司法制度のあらゆる段階に障壁があると指摘した。障害者は司法手続を利用するために、適切な法的知識を得る必要があり、政府は障害者を対象に法律扶助や法に関する教育を行うべきであると述べた。障害のある女性や少女が性・生殖の健康について自主的に決定できないことも取り上げられた。

## 人権理事会 人権高等弁務官の年次報告について討議

2018/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、昨日の人権高等弁務官の年次報告と発言について討議が行われた。発言者は、理事会の特別手続担当者、高等弁務官事務所スタッフ、理事会に協力する市民社会活動家に対する報復が広がっていること、世界中で市民活動家・ジャーナリスト・野党政治家に対する攻撃や威嚇が行われていることに懸念を示し、高等弁務官と理事会に対して、報復に関わる政府を対象にした緊急行動を起こすよう求めた。また、理事会は女性と少女の権利の尊重・保護を確保する立場にあること、ヘイトスピーチ、宗教的不寛容、過激主義、外国人排斥、人種主義の高まりに関して、多くの問題に取り組まなければならないこと、移住者はもっと人道的に扱われなければならないことなどを主張した。この他、理事会の政治化を遺憾とする発言もあった。日本政府代表も発言し、全く改善されない北朝鮮の人権状況について、EUと共に決議案を提出する予定であると述べた。

## 人権理事会 事務総長と人権高等弁務官の報告書提示

2018/03/08

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、国連事務総長と人権高等弁務官の18の報告書が提示された。取り扱われたテーマは、経済的・社会的・文化的権利と「2030アジェンダ」、女性ジャーナリストの安全、民族・種族・宗教・言語的少数者の権利、労働の権利の実現と「持続可能な開発目標」の関係、弱い立場に置かれた移住者の人権の保護に関する原則・実践ガイドライン、特別手続の最終見解と勧告、国連拷問犠牲者支援基金、拷問等禁止条約選択議定書に基づいて設置された特別基金、条約機関の強化・改革などである。続いて、全ての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に関する一般討論が開始された。発言者は、「持続可能な開発目標」と開発の権利の実現は多くの国の優先課題であること、大規模な人道的危機が子どもに影響をもたらしていること、少数コミュニティの文化遺産を意図的破壊から守る必要があることなどを主張した。

## 人権理事会 全ての人権に関する一般討論

2018/03/09

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、全ての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に関する一般討論が行われた。発言者は、市民的・政治的権利と経済的・社会的・文化的権利に対して一方に偏らない取組みが重要であると強調した。また、人権の促進・保護に貢献する人権擁護活動家を保護する法律と政策が極めて重要であり、政府は様々な活動家が人権を促進・保護する活動を行うことができる環境を整えなければならないとし、彼らに対する拷問・虐待に懸念を示した。さらに、理事会内の分断がかつてなく深まっているために、理事会の権威が低下しており遺憾だとする発言もあった。加えて、無条件の表現の自由はテロや過激主義の拡大、民族間の紛争の扇動につながるとの指摘もあった。この他、少数民族の福利、女性の権利、無神論者に対する攻撃、非民主的選挙法などの問題も取り上げられた。



人権理事会 全ての人権に関する一般討論を終了

2018/03/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昼の会合で、全ての人権に関する一般討論を終了した。この会合で発言者は、ビジネス分野での人権擁護に携わる活動家に対する政府・非政府主体による攻撃が増加していること、彼らの活動は、被害者の正義確保、腐敗の撲滅、先住民族の文化や権利の尊重、持続可能で建設的な変化の実現のために不可欠であること、多国籍企業と人権に関する拘束力のある国際文書で人権擁護活動家の参加・保護に関する政府の義務が強調されるべきであることを主張した。また、多国籍企業による人権侵害から国民を守るためには、政府は影響を受ける人々が投資保護協定に関する情報などを十分に得られるようにしなければならないことも強調した。この他、国連制度が人権を完全に実現するために十分な資金が必要なこと、2億6,000万人の子どもが教育を受けられず、その多くが少女であることなどにも言及があった。

## 女性差別撤廃委員会第 69 会期閉幕

2018/03/09

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 69 会期が閉幕した。会期中に委員会は、チリ、フィジー、ルクセンブルク、マレーシア、マーシャル諸島、韓国、サウジアラビア、スリナムの女性差別撤廃条約の実施状況を審査し、最終見解と勧告を採択した。また、気候変動に関わる防災のジェンダーの側面について規定する一般勧告第 37 号を採択した。先住民女性とジェンダー・ステレオタイプに関する二つの一般勧告も起草中であるが、これらに加えて、世界的移住における女性と少女の人身取引に関する一般勧告の起草を開始した。国際女性デーには、女性に対する暴力に関する特別報告者・女性差別に関する作業部会とともに、「性的暴力に立ち向かう、平等を求める」と題する共同声明を採択した。第 70 会期は 7 月 2～20 日に開催され、オーストラリア、クック諸島、キプロス、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、パレスチナ、トルクメニスタンの報告書が審査される予定である。

## 障害者権利委員会第 19 会期閉幕

2018/03/09

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 19 会期が閉幕した。会期中に委員会は、障害者権利条約の実施状況に関するハイチ、ネパール、オマーン、スーダン、スロベニア、セーシェル、ロシアの第 1 次報告書の審査を行い、それぞれに対する最終見解を採択した。また、障害者権利条約 5 条（平等と無差別）に関する一般的意見第 6 号を採択し、条約の実施における障害者団体の参加について規定する 4 条 3 項と 33 条 3 項に関する一般的意見草案を承認した。さらに、「ニュー・アーバン・アジェンダ」に関する声明、手話言語の国際デーに関する声明を採択した。加えて、条約 19 条の関連で、国内の独立した監視制度への障害者と障害者団体の十分な参加に関して、国内人権機関世界連合とともに作成した共同声明を採択した。第 20 会期は 8 月 27 日～9 月 21 日に開催され、ブルガリア、ポーランド、マケドニア、マルタ、フィリピン、南アフリカ、アルジェリアの報告書が審査される予定である。

## 自由権規約委員会と社会権規約委員会が合同開会式

2018/03/12

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 122 会期と社会権規約委員会第 63 会期の開幕にあたり、両委員会は世界人権宣言 70 周年を記念し、合同で開会式を行った。開会式では、ゼイド人権高等弁務官のビデオ・メッセージが上映され、人権副高等弁務官、両委員会委員長らが演説を行った。人権高等弁務官はビデオ・メッセージで、市民的・政治的権利、経済的・社会的・文化的権利、開発の権利は互いを基盤とし、共に前進するものであり、両委員会が世界人権宣言を合同で祝福することは、人権宣言を支持する共有の決意を示す強力なメッセージであると述べた。岩沢雄司自由権規約委員会委員長は、この合同開会式は、自由権規約と社会権規約の連携強化に向けた一歩前進であり、世界人権宣言と諸権利に対する両委員会の取組み強化の始まりとなるであろうと述べた。この後、各委員会はそれぞれの会期中の議題の採択などを行った。

## 人権理事会 留意すべき人権状況に関する一般討論

2018/03/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論を開始した。発言者は、世界中で人権状況が悪化していること、多くの国でジャーナリスト・野党政治家・人権擁護活動家が迫害され、発言を封じられていることに懸念を示した。また、公平・包括的な選挙を確保するために民主主義原則が改めて主張されるべきこと、様々な危機に関する国連決議が履行されるべきことを指摘した。さらに、一部の理事国が人権問題に対して差別的で混乱を招くようなアプローチをしていることを非難する発言もあった。日本政府代表も発言し、国際社会は北朝鮮政府に圧力をかけ続ける必要があり、同国政府に対して、拉致問題の迅速な解決などについて、国際社会と誠実に協力するよう求めた。北朝鮮政府は、米国やEUにおける人権侵害を非難し、日本は性奴隷問題を含めて過去の人道に対する罪に関する法的責任を認め、謝罪と賠償をしなければならないと述べた。

人権理事会 留意すべき人権状況に関する一般討論を終了

2018/03/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昼の会合で、理事会が留意すべき人権状況に関する一般討論を終了した。討議で発言者は、中東の紛争が女性・子ども・障害者にもたらす影響、中南米の先住民との協議の欠如と彼らの土地の権利の否定、司法の運営における問題、民族自決権の障壁、違法な軍事輸出、宗教的少数者に対する迫害、武力紛争時の子どもの教育、女性の権利、難民・移住者の権利、正当な反対意見に対する弾圧戦術、報道発信源に対する抑圧の激化、強制失踪、制度的拷問、長期間の大規模な恣意的抑留、不法殺害、死刑の急増などの問題について発言した。日本政府代表は北朝鮮政府の指摘に対して答弁し、いわゆる性奴隷への言及は不適切であり、女性の尊厳を損なうものであると述べた。そして、第2次世界大戦後、日本は一貫して人権を維持・推進してきており、太平洋地域と国際社会の平和の促進に努めていると主張した。

## 人権理事会 少数者問題、人権機関などを討議

2018/03/14

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、少数者問題に関する討議が行われた。発言者は、移住者の増加や人道危機などが生じる中で、世界中で外国人排斥が高まっていること、文化遺産の保存、言語の使用、宗教的慣習は全ての人に許されなければならないこと、少数者、とくに若者をエンパワーすることは、社会・経済・環境分野の様々な面の前進に寄与することなどに言及した。続いて、人権機関・制度に関する一般討論が行われた。発言者は、人権理事会は今後の人権危機に十分に対応する立場に置かれ、一層効率的に活動する必要があること、理事会内外での対話は、市民社会団体が参加できる環境でなければならないこと、理事会へのより多くの小国の参加を確保するために理事会内の努力が必要なこと、普遍的定期審査の勧告の実施が立ち後れることがあってはならず、国際規範は現場で実現されなければならないことなどを主張した。

## 人権理事会 民主的・公平な国際秩序に関する専門家が発言

2018/03/15

国連人権高等弁務官事務所

民主的・公平な国際秩序の促進に関する独立専門家が、人権理事会のイベントで報告書を提示した。この報告書は、個人や機関が一層公正・包括的な世界を実現するための国際秩序に関する 23 の原則を示している。例えば、国連憲章は他のあらゆる条約に優位すること、人権条約体制は商業的その他の利益よりも効力があること、国家主権は不可侵であること、あらゆる権力とくに経済的パワーは民主的規制を受けなければならないこと、各国は腐敗や政治の不正を暴露する人々を保護しなければならないことなどを挙げている。独立専門家は発言の中で、あらためて平和を統一的な国際目標の中心に位置づけなければならないこと、各国政府は開発のためには非武装化が必要であることを理解し実践すべきであり、莫大な武器の購入費や軍事演習の費用を気候変動の緩和や「持続可能な開発目標」に当てるために具体的な措置をとらなければならないことなどを強調した。



## 人権理事会 寛容・包容・調和・多様性の促進に関するパネル

2018/03/19

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、寛容・包容・調和・多様性の促進に関するパネル・ディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、憎悪や差別の扇動が増加していること、少数者に対する蔑視、司法手続・雇用・住居・投票の権利の否定は国連憲章に甚だしく反すること、教育を通じて若者は恐怖や排除の原因に立ち向かう手段を獲得できなければならないことなどに言及した。人種差別撤廃委員会委員は、人の尊厳の原則を理解し、偏見・ステレオタイプを除去するために教育制度は不可欠であると述べた。その他の発言者は、人種差別や外国人排斥が増加していることに懸念を示し、国際社会は不寛容の撲滅を優先課題とし、「2030 アジェンダ」の枠内で取り組むべきであると主張した。また、各国政府に対して、オンラインでの憎悪発言を含めて、あらゆる形態の差別を撲滅するよう求めた。

## 人権理事会 日本に関する普遍的定期審査

2018/03/19

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、日本などの普遍的定期審査に関する討議が行われた。日本に関して発言者は、死刑が存続していることに驚きを示し、教育制度が子どもに大きな圧力をかけていることなどを指摘した。日本政府代表は、死刑については各国が国内法に従って独自に決定すべきとする日本の見解を示し、日本には死刑廃止が適さない要素が存在すると説明した。また、表現の自由は憲法で保障された基本的人権の一つであると述べた。福島原発事故の後、政府は同地域の復興に最大限努力しており、今後も子どもに対する医療支援や教育環境の整備を続ける所存であると述べた。日本に対して217の勧告があったが、そのうち日本は、女性・子ども・障害者などの社会的弱者の保護に関する勧告など、145の勧告をフォローアップすることに同意し、72の勧告については留意するとした。最後に日本に関する普遍的定期審査の結果文書が採択された。

## 人権理事会 普遍的定期審査制度に関する一般討論

2018/03/19

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、普遍的定期審査制度に関する一般討論が行われた。多くの発言者は、普遍的定期審査制度は各国の人権義務の実施の成果と課題を評価する行動指向型の制度であり、素晴らしい業績を上げているとし、同制度に対する支持を表明した。また、勧告の実施が確保されていないことは遺憾だとされ、適切な実施確保のために一層の技術支援が重要であると指摘された。さらに、審査過程の基盤である普遍性が損なわれていることに懸念が示された。具体的な国の状況や人権侵害などにも言及があった。この会合で発言した国は、アフリカ・グループ代表のトーゴ、ASEAN 代表のベトナム、EU 代表のブルガリア、アラブ・グループ代表のヨルダン、関係諸国代表の南スーダンとロシア、その他チュニジア、キューバ、中国、ベネズエラ、イラク、ジョージア、ケニア、シエラレオネ、イスラエル、モルドバ、モロッコ、ボツワナであった。

## 人権理事会 ウィーン宣言・行動計画のフォローアップを討議

2018/03/20

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、ウィーン宣言・行動計画のフォローアップに関する一般討論が行われ、多くの政府と NGO の代表が発言した。発言者は、ウィーン宣言・行動計画は民主的秩序の維持に不可欠であること、法の支配と司法を維持することは人権の促進・保護に必要であること、全ての人権は普遍的で、相互に依存・関連しており、等しく重視されなければならないこと、貧困と無縁であることは人権であり、貧困撲滅は他の全ての人権の維持の中核であることなどを主張した。また、いずれの国も他国の政治制度の選択を問題にすべきではなく、限定的な政治的目標のために人権が選択的に利用されていることには懸念を覚えると述べた。さらに、建設的な対話を通じてのみ、人権問題には適切に対処できること、ウィーン宣言の効果的な実施には国連と市民社会の関与が必要であることなどを主張した。

## 国際人種差別撤廃デーに向けて 専門家が共同声明

2018/03/20

国連人権高等弁務官事務所

3月21日の国際人種差別撤廃デーに向けて、現代的形態の人種主義に関する特別報告者など、国連と米州人権委員会の11名の人権専門家が共同声明を発表した、内容は以下のとおり。明白な憎悪のスピーチや人種的優位性のイデオロギーが主流派になっている。人種・種族・宗教的偏見が、マイノリティ・難民・移住者・無国籍者・国内避難民・アフリカ系の人々に対する過激な暴力などの人権侵害を引き起こし、特に女性や性的少数者が大きな影響を被っている。マイノリティや無国籍者を脅威とみなし、人種主義や外国人排斥を助長する構造的経済・政治・法的状況に対して、世界は直ちに注意を向ける必要がある。すなわち、ポピュリストの国粋主義が台頭している原因と現実を直視しなければならない。各国政府その他の関係者に対して、人種的差別と不平等の増加につながる要因の撲滅に向けてこれまで以上に努力するよう求めたい。

## 人権理事会 人種主義に関する討議

2018/03/21

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の20日午後の会合では、人種差別撤廃条約の補足基準作成に関するアドホック委員会委員長が発言し、理事会は複数の決議の中で補足基準の作成に進展がみられないことに懸念を示しているが、アドホック委員会には活動を進める政治的意思が欠如していると述べた。続いて発言したダーバン宣言の効果的実施に関する作業部会議長は、アフリカ系の人々のための国際の10年の成果を紹介し、アフリカ系の人々の人権宣言に関する作業を始める必要があると述べた。さらに、人種主義・人種差別・外国人排斥・不寛容に関する一般討論が行われた。発言者は、多くの地域で、人種的プロファイリング、人種を動機とする憎悪・暴力が再燃していること、特殊な差別と長年にわたる不平等を解決する必要があること、難民・移住者に対する差別的行為が続いていること、人種主義的慣行が多くの国の制度の本質であることなどを指摘した。

## 人権理事会 技術支援・能力構築に関する一般討論

2018/03/22

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、技術支援・能力構築に関する一般討論が行われた。発言者は、人権分野では技術支援・能力構築は重要であること、国際協力は現行の基準・義務の履行のために最重要であること、人権理事会は各国政府が技術支援を受け入れるように努め、人権に関する独立専門家の活動基盤を整えなければならないこと、重大な人権問題に直面している政府は、人権高等弁務官事務所と十分に協力すべきであること、平等・民主的な社会を構築するためには政策に人権の観点を組み入れる必要があること、全ての国が技術支援を行うと同時に、技術支援を受けることも必要であることなどを主張した。一般討論の前に、カンボジアなどの人権状況に関する報告書の説明があった。日本政府代表はカンボジアについて、公正で信頼できる選挙を行うことの重要性を強調し、悲劇的内乱の終結後から日本は継続して支援を行っている旨を述べた。

## 人権理事会 16 の文書を採択

2018/03/22

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午後の会合で 16 の文書を採択した。文書の内容は以下のとおり。①～④プライバシーの権利、アルビニズムの人々、環境、文化的権利に関する専門家の任期を延長。⑤ネルソン・マンデラに関するパネル・ディスカッションを 4 月 27 日に開催。⑥人権の促進・保護におけるグッド・ガバナンスの役割などに関する国際セミナーの開催を人権高等弁務官に要請。⑦司法制度の完全性の欠如に関する調査を人権高等弁務官に要請。⑧労働の権利と若者の人権享受の関連に関する報告書を人権高等弁務官に要請。⑨文化遺産の保護・復元・保全に関するワークショップの開催を人権高等弁務官に要請。この他、⑩住居の権利、⑪透明・効率的で責任を果たす公的サービスによる人権と「持続可能な開発目標」の促進、⑫宗教・信念の自由、⑬食糧の権利、⑭対外債務の影響、⑮経済的・社会的・文化的権利の実現、⑯民族・種族・宗教・言語的少数者の権利、に関するものであった。



## 人権理事会 10 の文書を採択

2018/03/23

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午前の会合で、以下の 10 の文書を採択した。①ジェノサイドに関するハイレベル・パネルを理事会第 39 会期に行う。②人権の促進・保護における技術支援と能力構築の役割の調査を諮問委員会に要請する。③人権への一方的強制措置の悪影響に関する国連宣言案の準備を特別報告者に要請する。④障害者権利条約 26 条に関する討議を第 40 会期に行う。⑤スポーツとオリンピック理念を通じての人権促進に関するパネル討議を 4 年毎に夏季オリンピックの前に行う。⑥拷問・虐待に対する法的・手続的防止策の採択・実施・遵守を各国政府に求める。⑦子どもの権利に関する次の会合のテーマを「障害のある子どもの人権享受のためのエンパワー」とする。⑧人権と「2030 アジェンダ」に関する会合を理事会閉幕中に 2 回行う。⑨経済社会理事会議長を毎年招き、ハイレベル政治フォーラムの説明を求める。⑩国際法に合致したテロ・過激主義対策などを各国に求める。

## 人権理事会 北朝鮮に関する決議などを採択

2018/03/23

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は昼の会合で、EU と日本が提出した北朝鮮に関する決議案を採択した。決議の内容は以下のとおり。①人権高等弁務官に対して、独立専門家らが行った責任追及に関わる勧告の実施状況を理事会第 40 会期で報告するよう要請する。②北朝鮮の人権状況に関する特別報告者の任期を 1 年延長する。③北朝鮮政府に対して、(i)特別報告者などの特別手続担当者を招き、十分に協力すること、(ii)特別手続担当者とスタッフが制限を受けずに同国を訪問できるようにし、彼らの任務遂行に必要なあらゆる情報を提供すること、(iii)人権高等弁務官事務所との技術協力を促進することを要請する。この会合では、この他の決議も採択され、シリア独立国際調査委員会・イランの人権状況に関する特別報告者・南スーダン人権委員会・ミャンマーの人権状況に関する特別報告者の任期延長などが決められた。

## 人権理事会 10 の決議を採択

2018/03/23

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は午後の会合で、以下の 10 の決議を採択した。①マリの人権状況に関する独立専門家の任期を 1 年延長。②人権に関わる世界的薬物問題に対する効果的な対応・撲滅に関する報告書を作成し、人権理事会第 39 会期に提出するよう人権高等弁務官事務所に要請。③シリア・ゴラン高原占領地の人権。④パレスチナの人々の民族自決権。⑤東エルサレムを含むパレスチナ占領地の人権状況。⑥東エルサレム、シリア・ゴラン高原を含むパレスチナ占領地におけるイスラエルの入植。⑦東エルサレムを含むパレスチナ占領地における国際法の全ての違反に関する責任追及と司法の確保。⑧宗教の自由と多元主義を促進するよう全ての国に要請。各国の成果に関する報告書の人権理事会第 40 会期に提出するよう人権高等弁務官に要請。⑨ジョージアとの協力。⑩リビアにおける人権侵害の監視と技術支援・能力構築の実施。

## 人権理事会第 37 会期閉幕

2018/03/23

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 37 会期が閉幕した。会期冒頭のハイレベル・セグメントでは 91 名の高官が演説を行った。会期中には、34 名の独立の専門家が発言し、35 のテーマ、50 カ国の状況に関する 95 の報告書について説明があった。また、空席となっていた 9 つの特別手続にそれぞれ担当者が任命され、シリア・ミャンマー・南スーダン・北朝鮮・パレスチナ占領地・マリ・イランの人権状況など、広範なテーマに関する 42 の決議が採択された。さらに、日本を含む 14 カ国の普遍的定期審査の結果文書が採択された。閉会にあたり人権理事会議長は、国連に協力する個人・集団に対する政府・非政府主体による全ての脅迫・報復行為を非難・否定し、人権理事会の活動に果たす市民社会の役割の重要性を強調し、各国政府に対して脅迫・報復行為の防止と被害者保護のために必要な措置をとるよう求めた。第 38 会期は 6 月 18 日～7 月 6 日に開催される予定である。

## 性的指向・性自認などに関する討論の予定

2018/03/23

### 国連人権高等弁務官事務所

米州人権委員会、アフリカ人権委員会、国連人権専門家は3月26～28日、ワシントンの米州人権委員会本部で、性的指向・性自認・性的特徴に関わる人権問題を討論する。この討論では、現下の問題を克服するための戦略的アプローチと具体的措置、性的指向・ジェンダー自認などに基づく人権侵害の防止・対応における米州人権委員会・アフリカ人権委員会・国連人権制度の協力強化の方法が討議される。また、LGBTIの人々が直面している人権侵害とともに、女性に対する暴力、人権擁護活動家の状況、子どもの権利、拷問、殺害、自由の剥奪などの他の人権問題との関連性が検証される。性自認・ジェンダーの多様性に基づく暴力・差別に関する国連の独立専門家は、「3つの機関には多くの共通点があるが、その一つが性的指向・ジェンダー自認に基づく暴力・差別について意識を向上させる任務を負っていることである。根本原因と最善策を徹底的に討議することは、こうした人権侵害の撲滅に向けて前進することになる。」と述べている。

## 社会権規約委員会 規約締約国と会合

2018/03/27

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会は規約締約国と非公式に会合した。委員長が締約国に委員会の活動を報告し、報告書未提出の国々に関して成果があり、簡素化された報告手続をとる国が増える可能性があるとして述べた。また、3つの一般的意見(①科学の進歩の恩恵と適用に関する権利、②持続可能な開発と社会権、③土地と社会権)の進捗状況を説明した。さらに、国連総会が予算増額を認めないと決定したことに落胆の意を表し、委員会の活動にとって深刻な打撃となると述べた。個人通報作業部会議長は、2013年に選択議定書が発効してからこれまでに26件の通報が登録され、そのうち17件が審査中であり、4件は本案について決定がなされ、4件は不受理となり、1件は取下げになったと報告した。会合した締約国の代表からは、委員会はビジネスと社会権に関する一般的意見第24号をどのように推し進めるつもりか、個人通報の登録件数は増えているかなどの質問があった。

## 自由権規約委員会 生命の権利に関する一般的意見を討議

2018/03/28

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会は、自由権規約 6 条(生命の権利)に関する一般的意見第 36 号草案の第二読会を行った。初めにパラグラフ 9 (妊娠の自発的終了)が討議された。発言者は、中絶の権利について極めて制限的な法律を非難し、中絶は望まない妊娠を継続したくない女性にとって重要な措置であり、中絶が制限されれば、女性は危険な中絶や海外での中絶を受けざるをえなくなると主張した。また、妊娠の自発的終了に関するこれまでの委員会の判断を重視する必要があること、良心に基づく中絶拒否や中絶を受けた女性・少女に対する偏見への言及が重要であること、出産前と中絶後の女性・少女に対する「効果的」で「質の高い」ヘルスケアに明確に言及すべきであることなどを指摘した。さらに、胎児に障害がある場合の中絶についても意見が述べられた。委員会はパラグラフ 9 を修正・採択し、続いて、パラグラフ 10(安楽死と自殺)を討議した。

## 社会権規約委員会第 63 会期閉幕

2018/03/29

国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 63 会期が閉幕した。今会期の開会式は、世界人権宣言 70 周年を記念して、自由権規約委員会とともに行われた。会期中には、メキシコ、ニジェール、中央アフリカ、スペイン、ニュージーランドの報告書が審査された。また、選択議定書に基づき、エクアドルに関わる 2 件の個人通報が審理され、1 件が不受理とされ、1 件は規約違反と判断された。さらに、科学に関する権利、土地と社会権、持続可能な開発と社会権に関する 3 件の一般的意見草案が討議され、簡素化された報告手続などに関する活動方法も検討された。加えて、自由権規約と合同の会合がもたれ、規約締約国の報告の負担や両委員会の活動の重複を考慮し、両委員会の連携を強化する方法が模索された。第 64 会期は 9 月 24 日～10 月 12 日に開催され、アルゼンチン、カーボヴェルデ、ドイツ、マリ、南アフリカ、トルクメニスタンの報告書が審査される予定である。